《與惣左衛門神社》

元禄年中、野中葦原村に佐々木家の浪人武士の子孫で、後に土民となった佐々木與惣左衛門という人がいて、生活も豊かであったが、盛者必滅の習いのとおり、次第に田畑も売り減らし、残るは一七石余りの田地となった。

当時野中村の庄屋を勤めて居たのを奇貨として、その田地を抵当に入れ、飯詰村の久米某より金子を借用したほか、同じ田地を抵当として他よりも金子を借用した。一年二年と経過する中に借用金の元利積もって莫大な額となったので、久米家より再三返済の催促があったが返済ができず、明年秋までには抵当田地を売り払い返済するのでそれまで待って欲しいと懇願におよんだが久米家の聞き入れるところとならずついに公訴におよんだ。

お調べの結果両家よりの借用重犯の罪軽からずと、重科のがれがたく、断罪となり、哀れにも川内池窪刑場の露と消えた。

首を刎ねられるとき「明年秋まで待ってくれるよう懇願したにもかかわらず聞き入れることなく首を打たれることはまことに残念である。この鬱憤を晴らさずにおくものか。自分は田地の故に命を捨てるが、この田地を今後如何なる人が所持するともその人の身上を覆えす。」と声高に罵って首を刎ねられた。ときに旧暦六月二四日という。

公裁により田地は久米家のものとなったが、妻子眷属散り散りとなり、なきあとを弔う者もなかったが、與惣左衛門の召使いの老女がおり、自分の家に佐々木家に伝わる本尊を安置して主人の霊を日夜怠らず弔っていた。まことに奇特の至りというべきである。その後旧御家中である菅谷甚五左衛門という名高い武士が観世音菩薩の霊夢を見、はるばる野中村の老女の家を訪ね、老女の奉安している本尊を己れの屋敷に移して崇敬すること永年におよんだ。しかるに御裏書に照楽寺門徒と記してあり、時は東本願寺十三世法主東泰院宣如上人の御裏印で寛永二年乙丑(一六二五)の年である。このことによって右の本尊を照楽寺に奉納した。この本尊は今も照楽寺に安置され、毎年旧六月二四日の佐々木與惣左衛門某の命日に供養を行い、一般の人々も参詣している。

古老の話によれば、與惣左衛門某がもと所有していた田地は二三の人々が替る替る所持したが、與惣左衛門某の呪いのためか、何れの所持者も身代を減らしたり奇異の事があったという。このような有様なので野中村の人々ら相計り、佐々木與惣左衛門某の霊魂を永久に弔うため、浄財を募り野中村上村神社(通称、野中の観音さま)の境内に石碑を建立し、「與惣左衛門某の霊魂」と称して祀り、毎年旧六月二四日に祭典を執行して来た。今この碑は鑓田八石の龍神社の隣に安置され、毎年四月三日に祭典が行われている。